

参考資料1

第3回森林づくりに関する税検討委員会 議事録

平成24年4月25日(水)

(部長)

梶田部長開会挨拶

(事務局)

「新たな税の賦課徴収に関する課題等について」説明

【委員長】

ありがとうございました。それではただいまの説明にご質問等ありましたらお願ひします。
まずは、徴収に関する課題等のご説明がありましたけれども…

【亀井委員】

法人はこれから他の負担も増えてくるでしょ。ですので、あまり重税感無いようなやり方を考えなければならないと思いますね。個人の場合は、きちんと使途をお示しして、理解をいただくようなことを考えていくべきやというふうに思う。それは、ただ単に今、森林が大変な状況の中で、間伐等をきちんとしないと災害への影響が大きいと、こういうことだけじゃなくて、教育の関係であったり、里山の保全、あるいは育成の関係であったり、あるいはまた、津波ですね。山津波じゃなくて、本当の津波ですね。そこらの関係もきちんと説明をしていくて理解をいただくようなことでいかないかん。個人よりも法人の方が、難しいですよね、今。そこらを議論いただいたらいと思う。

【委員長】

ありがとうございます。他の委員の方からはいかがですか？

皆様、個人的には500円でも痛いと思われるかもしれないのですが、その辺りどうですか？
私の方から、システム改修の件ですが、実際に徴収までには1年程度必要なのか、数ヶ月単位で移行できるのか、その辺りの実務的なところはどうでしょうか？

(事務局)

市町でのシステムですので、詳しくはお答えできないですが、県の場合だと、数ヶ月あれば、と聞いています。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

【亀井委員】

最低半年くらい必要と思う。

【委員長】

説明にもですね・・・

【亀井委員】

それと、これはどうなりますか。機械を調整する、それは、どうしますか？今、どう考えてですか？

(事務局)

税のシステムは、現行の課税システムが各市町でされて見えてるので、それで、新しい税の分の超過ということですので、現行税システムの改修ということで済むと思います。ある一定期間は必要だと思いますが、新しいシステムではございませんので、現行の物に乗っていくので、割と簡単というとおかしいですが、そのまま使えると思います。

【委員長】

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、欠席委員からの意見はございますでしょうか？

(事務局)

特に、この件に関してはございません。

【福田委員】

今、お示しいただいた試算で、だいたい 10 億から 5 億円っていう、そういう範囲の中に入ると思うのですが、以前にいただいた資料の中で三重県全体の林業関係の予算がどんどん低くなっているという話があったのですが、平成 23 年度で表を見せていただくと、平成 23 年度で 80 億円ですか、ということは森林税を課税した場合、そのパーセンテージが 1 割になってくる。そうすると、どの程度の仕事ができるか、お示しいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

県全体の林業予算に対する割合については、非常に低いと思うのですが、従前からご説明しておりますとおり、県民参加型の税制という趣旨もあって、広く県民の皆様から負担をいただいて、それを森林づくりに役立てていくという観点で、税ですべての森林の問題とか、災害に強い森林づくりをカバーできるかというと、そういう訳ではございませんけども、やはり、増税ということもありますので、一定理解をいただけるような額で徴収すべきだということもありまして、前回の委員会でも 1,000 円というご提案で、その中で必要な森林づくり等を進めていくと

いいうような考え方で検討していただいたということでございます。

【委員長】

全体に関しましては、4番目の使途に関しても事業の紹介があると思いますので、そこでまた続けて議論していただけたらと思いますが、よろしいでしょうか？

【亀井委員】

ここで、5%にするのか 10%にするのかを決めていくのですね。この中で、合意を図っていかなあかん。

(事務局)

今回の使途では、まだ詳細な事業規模までは、今回お示ししておりません。次回、それはお示しさせていただくということで、今回は使途の方向性について事務局から提案させていただきますので、それについて概ねその方向でいいかどうかをご議論いただきたいと思っております。

【亀井委員】

課税を5%にするのか、10%にするのか、それはここで提案をしていくのは一緒なの？

【委員長】

委員会としては、答申として「%はもうお願いします」と、まる投げすることもできますけども、それでは委員会としての責任が果たせないかと思いますので、数字を出した方がいいかと思います。

【亀井委員】

それは、今日、だいたい、その方向性を出しますか？

(事務局)

次回に、今日の議論を踏まえて精査させていただいてご提案させていただきたいと思います。

【亀井委員】

これ、非常に重要な、根本的な部分ですから、次回は、それぞれの委員さん一人一人にご意見をうかがうようなことをしていただきたいと思います。

【委員長】

その辺り、慎重に進めたいと思います。

それでは続きまして、議題の3に進めたいと思います。「三重県の森林施策の変遷について」これは、前回ご質問出ましたが、具体的にどういう流れであったのかということを、コンパ

クトにということで私からもお願ひしたのですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「三重県の森林施策の変遷について」説明。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、今の説明に関して皆様からコメント等ありましたらお願いします。

【青木委員】

三重の森林施策の変遷ということで、説明がなされたわけですが、森林・林業再生プランというのが、この24年度から施行しております。施業計画というのから経営計画へと、名前が変わって、大きく範囲も広めた中で、そこから施業をやっていくというような方向でございますが、説明の中でお聞きしたいのは、環境林が20万ha、それから生産林が15万haという、三重県としてのゾーニングの縦分けの中で、これまでどれくらいの施工の中で実施されて、これは平成21年度のところにあります、16,100haと、これが今までの環境林の施工面積なのですか？それともう一つ、生産林として28,400haが施工面積なのですか？

(事務局)

環境林につきましては、平成13年から森林環境創造事業がスタートしておりますので、その実績は手元にはないですが、18年から22年の5カ年間の環境林の整備実績は16,100haということになります。

【青木委員】

これイコール実施面積ということでよろしいですね。それでですね、環境林の場合に、今回、新規契約、24年度からは見合わせると、従来、16,100haの中で施工が必要なところはやるというような形で24年度は進められておるようなんですが、その点はどうですか。

(事務局)

環境林については、新規契約を見合わせているというのは、去年、事業仕分けを受けて、環境林の事業進度がかなり低いと、何か問題があるのだろうと、それを進めるための制度見直しを、仕組みの見直しをやると、それをしないと進まないということで、市町と今、色々話をしておってですね、もう少し進むような仕組みに変えたいと考えております。

というのは、この課題のところで、2つめの丸のところに、20年の協定を結んでとかですね、他にですね、30ha以上まとったら変えようとかですね、いろんな話があって、当初は進んでいったのですが、実際進める中で、不在村とか境界の不確定なところがだんだん増えてきてですね、30haまとめるのがなかなか難しくなってきたと。それと20年というのがちょっと長い。

事業の効果がきちんと出たら、それはそれで一回止める。それ以上投資しなくてもいい山であれば、それはそれでその時点で見直すとか、色々なことを考えた方がよいのではないかということで、意見をいただいております市町の関係担当者の方と今年1年かけて見直しをしていきます。そのためには、去年、森林所有者にアンケートを51,000通出しておって、その結果を踏まえて、全員の同意をもらうというのはなかなかいただけないと思いますので、その辺について、見直しをしたい。ですので、何も止めたというのではなくて、より進むように、早いこと見直しができたら、それはそれで年度の途中でも採択をしていくということにしております。

【青木委員】

もう一つ。三重県下の森林については、特に人工林については、かなり早くから林業が盛んな地域と、それから後進的な、後から林業が盛んになってきたところ、というのが2つに分けられるような気がします。その林令の差が1令級、5年から10年の2令級ぐらいの差がありまして、今、制度が変わって、利用間伐、つまり、山の資源を有効に使おうということで、説明になりましたように、道を入れてそれを搬出するようなことを我々やっておるわけですが、そこで、林令の低い、施業のなされてない山が非常に多いと。県の方でも把握されておると思うのですが、間伐もされていない立ち枯れのできた森林が非常に多いように思います。私は伊勢志摩地域ですが、ここの地域は、かなり後進的な地域で、早くからやってみえるところよりも5年から10年遅く植えられたところですので、樹齢としても30年代から40年代くらいの山しかまだ残ってません。そこで利用間伐を、再生プランの中でやっておるのですけども、なかなか、そういったところの利用間伐してもそれを出してくるのに、利用度が低いということ、木を一つ一つ見てみれば。そこでも利用間伐をやっておるということで。要間伐林と県は言ってみえるんですが、私も各市町の森林整備計画を作る時に、要間伐林ということの対策を何とか考えてほしいということを言わしていただいたのですが、ちょっと趣旨が外れるかもわかりませんが、今後、この要間伐林の施業方法といいますか、そういったものについては、どういった取り組みをされていくのかというのをひとつ、お聞かせ願いたいのですが。

(事務局)

要間伐林というか、間伐が必要な山は沢山あるわけで、国の補助事業を使おうとすると、搬出というのは必ずやっていきなさいと。でないと自給率50%できませんよという話なんですね。木を出さない場合には自給率は上がりませんから、そういう中で県としても、絶対に切り捨て間伐はだめだとは言っていないんですね、國の方でもだめだとは言っていません。ただ、利用できる物は利用してください。そういうふうに言っていますので、ある一定の枠組みの中でそういうふうに進むように我々県単独の事業というのを考えながら進めていきたいと思います。今日は、その程度です。

【青木委員】

ちょっとそこらのところは目的というか、そういうことになりますので、これ以上は申しませ

んけれども、是非ともそういったところが、まだまだ山の上層部いくと見受けられるということで、ぜひそれもお願いしたいと思います。ちょっと主旨が違って申し訳ない。

【委員長】

要するに環境林であっても生産林であってもほったらかしのままではいけないというようなことかと思います。でまた、せっかく間伐であれば、切った物をそのまま放置してゴミにしてしまうのは非常にもったいないというところは私も思いますので。はい、そのほかいかがでしょうか？それでは、ざっくりこれまでのおおよそ10年ごとくらいですか、大きな政策の変換といいますか、今回も森林・林業再生プランが変更点になっているというようなことなんですが、三重県においてもそういう10年に1度くらい大きな変革があったというところで。

(事務局)

欠席されている小林委員からご意見がありますので紹介をさせていただきます。まず参考資料の4をご覧ください。昨日お邪魔をして、この森林施策の編成についても御説明させていただきましたが、2点ほど、ご意見がございます。生産林対策については、森林所有者側が一定を負担するということにより、公費により助成することが理解できると。ただ、環境林対策については、全額公費で実施することに対して、所有権が所有者に残ったままで、ある意味、森林所有者の責務という観点から問題ではないかということで、なかなか特に山のないような都市部の県民に対してそういったことでは理解が得られないのではないかというご意見がございました。

【委員長】

はい。ありがとうございました。こういう意見も一般的な感覚としては、あろうかと思いますので、そのあたりも含めて今後議論していきたいと思います。それではこの件に関しましては、よろしいでしょうか？引き続きまして、税の使途に関しまして、前回話題になりました、具体的にどのようなことが考えられるかということで、資料を用意していただきましたので、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

税の使途についての説明

【清水委員】

すみません。途中で申し訳ないのですが、送っていただいて読んでいた資料と何か違うのでしょうか？

(事務局)

基本的には考え方等は一緒ですが、若干順番を変えたり、表現、言葉遣いを変えたりしている

ので、誠に申し訳ないのですが、今回の資料をご覧いただければなと思います。宜しくお願ひします。

—説明—

【委員長】

はい。ありがとうございました。資料の3-1と3-2ですね、使途の考え方と具体的な交付金の4件の事例についてご紹介いただきました。それでは何かご質問等あれば宜しくおねがいします。

【亀井委員】

女性の方沢山いらっしゃいますが、他はないような委員会です。女性方にもいろいろ思ひがおありだと思いますね。いろいろな団体を代表されていますし、特に女性の方。

【委員長】

改めて女性に限定するわけではないですが、こちらの方全員女性だったんですね。今日は本当に女性率が高いですね。はい、どうぞ。

【山口委員】

民間的な考え方からすると、法人にも税金を導入するということで、予算があつて、予算の中からどれだけ効率が良くて、効果の高い事業をするかということを基本的には考えると思うのですが、今回は $+ \alpha$ で税を導入するということになりますよね。そうすると市民の方から質問されることがどういうことになってくるかと言うと、これまでの予算の中での事業が、効率的で効果的な事業なのかどうか、そういう評価体制があるのかどうなのかとか、今回新しくこういう事業ですごく必要で、緊急性の高い事業ということも分かるんですが、この辺りもするのであれば、これまでの予算内でするような仕組みはできないのかどうなのかというお話や質問も出ると思うんですね。ですので、私もわからないところがございますので、これまでの森林予算の中での事業に対する、評価体制がどうなっているかとか、もしくは今回新たな税を導入したとしても、導入して、事業を行った物に対して、第3者の評価体制をどうするのかとかですね、絶対そういう話になってくると思うので、その辺りどういうふうにお考えかということを教えていただきたいです。

(事務局)

これまでの事業の評価ということだったんですが、まず、前回の委員会でもご提案があったんですが、各県の先行の導入県でもですね、事業の独自の評価委員会を持って評価するという形でやっています。毎年やっているところもございますし、5年間の期限の最終年度等に何回か委員会で議論していただいて評価をするという形で進めたりしていますので、我々としても、こう言ったことを県民の理解を得る上でも必要だと思っているので、そういうことも今

後提案させていただきたいと思います。

【委員長】

あの質問に関しましては、今お答えのように配分するということも考えないといけませんので、その配分する方法とそれを検証する役割と、たぶんセットで考えることになろうかと思います。前半についてはお答えされてないと思いますが、その前に何かご質問ありますか？

(事務局)

予算が今あって、どんな事業をしてどんな効果があるというのは各々事業の実施の評価というのはしていて、先ほど事業仕分けという話をさせていただいたのですが、公開の場で実施しただけを事業評価、事業仕分けしたんじゃなくて、県の全ての事業について、事業仕分けをして、選ばれたのがあれだったということで、ですので、色々な事業を確かにやっておってですね、県の予算が下がっていく中で、どれを縮小して、どれに入れていくかというのは前から色々な評価はやっておるんですが、実際に具体的な評価の仕方はどれだけの、例えば間伐であれば、どれくらい間伐をしましたよということになっていて、分かりにくくいといえば、分かりにくくいところもあるんですが、その中で、前回の検討委員会も県の今までの予算の使い方を効率的にする中でも特にこういうところはなかなか予算が回りにくいよねというところについて、使い方の部分を考えていったことがあります。ですので、評価をどのような格好で出させていただかうかというのはちょっとよく分からぬのですが、今までの事業でこういうようなことが進みました、やっています、そして、今年度の予算を見ると、こういうようなことに使っていきますということはお分かりいただけると思いますので、そのような物を一度、出させていただいてその中で、こういうようなものはさらに力を入れるのかどうかという判断をまずいただいたらどうなのかなと思います。

【委員長】

県の中で内部監査的なことをされている部分と、それから進捗状況について、先ほど、進まないのであれば何か理由があるのでないかというようなところで、チェック機能が働いているといふようなこともありますかと思う。

(事務局)

これ補足なんですが、小林委員の方からこれに関連するような形でご意見いただきまして、参考資料4の議題3 税の使途についてということで、一点目になりますが、税導入を前提に資料がつくられていますが、税を導入せずに今の予算の中で対策を講じた場合にどうなるかといったシミュレーションがあると比較できてわかりやすいのではないかということで、県民の理解を得るためにも、そういった比較シミュレーションが必要ではないかという意見をいただきましたので、どういう形ができるかはわかりませんが、次回の委員会にはそういった資料も提示できればと思います。

【委員長】

先ほど、福田さんの質問にもあったかと思うのですが、確か最初に今年度の県の予算について紹介していただきました。通常の、その説明はなかったですかね。今年度の施策と、あるいは昨年度でもいいかと思うのですが、今日我々県の林業関係予算の1割くらいの分を税収でまかなうことが可能だろうという共通の認識があると思うのですが、その1割くらいの規模というので、どういうことがやれるのかと、あるいは、県の通常80億ですか、予算の中で弱い部分はどこかという具体的なイメージを持つために、もう一度おさらいといいますか、通常予算の説明とあわせてしていただけたらと思いますが。

(事務局)

わかりました。

【新海委員】

私、新海と言います。二回ほどお休みしているので、もしかしたら、すでに議論済みのことかもしけないのですが、新たに税を取ると言うことは当たり前のことですが、市民の負担が増えるということで、何か変化があるという風に理解をしているんですね。これまでの予算が減ったからその穴埋めの様に取ってそこに入れると言うことではなくて新しくもっと効果的な施策を入れるんだという意識でここに参加をしていたつもりなんですね。そういうことを考えるとこれまでの県のリーダーシップの取り方では、施策は限界があると私は思っています。やっぱり市民と直接課題解決の位置にある市町村のいかにやりやすい方法を県が後押しするか、もしくは民間がやりやすい方法のスキームを県が作るかという発想でないとこの森林の問題って愛知県も岐阜県も色々な県を見てきましたが、難しいというふうに思っています。例えば年間10億徴収します、先ほど仰られましたが、その費用対効果は出していくべきだと思います。10億かけて何が変わるのがわかるのかということが見えない限り、今消費税の話も出ていますが、我々はでは三重の山がどれだけ防災に良くなったのか、少しでもいいのでそこが見えないと納得できない時代になっていると思います。それで、知らない間に取られる仕組みですよね。それはやっぱり今後の日本社会のありようからして、やっぱり違うと思っているので、自分の出したお金が何処に使われて、どのように変わっているのか、理想かもしれないけれど、我々検討委員が考えて作るべきだと思います。もう一つはこの10億が、いやな言い方をすると、使いっぱなしになってはいけないといます。10億費やしたことが、システムになってちゃんと回っていく循環を作らないと、どれだけ費やしても森林が抱える問題って、どれだけお金があっても今のままだと解決が難しいと思うので、費やしたお金が回っていくように、市町村もしくは民間も考えて、お金もさらに民間から集まつてくるような仕組みを考えていかないとただ県民への理解促進とかイベントをしましょうとか、教育をしましょうという単発的な物では課題解決は非常に難しいと思います。私は北勢に住んでいるので災害のことがあまりイメージできないのですね。なので、実際災害に遭っていない北の人たちがそのことに思いをはせると、北にある山と自分たちの生活がちゃんと感じられるようなシステムを市町村もしくはそこに住む人たちが考えて、もしくは提案してこの税金

が使えるような仕組み、そういう使途を考えていきたいと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。何か今のご意見について用意できる資料とかございますかね？

(事務局)

今回の使途について、委員会の方でご了解が得られるという前提ですが、災害に強い森林づくりと言う物を皆さんにご理解いただけるような形で、少し具体的な整備方針でありますとか、考え方を整理した資料を次回ご用意したいなと考えています。そういった中で全体についても、整理ができるような形で説明ができればなと思います。

【委員長】

はい。清水さん。

【清水委員】

すごい今回言いたいことが山ほどあってきたので、まず資料3-2についてですが、ここは質問する場ではなく議論の場であると考えた場合、まずわからないことがあるので、市町の方にお伺いしたいのですが、この10億、例えば福島県の10億円、3億円、山形県の6.5億円、9千円、長野の6.5億円中1.3億円市町に交付されるというこの金額は市町にとってはそれが多いのか少ないのかと言うことをお伺いしたいです。それと今使途が県から、お金が下りてきて、使途は自分たちで考えるとするのは、具体的にどう進めるのか、ちょっと私はわからないのですが。

【亀井委員】

じゃあ、今中間的に。私、この配分については、一回目の時にも申し上げたように森林法の改正がありまして、今まで国から県、それから林業団体、そして林家というお金の流れが、そこに市町村がかむことになっています。なったわけですが、市町村の思いというものがきちんと、反映された物でなければならないと思います。なので、少ないと私は思います。配分というのはこういう程度の物であってはならんという風に思います。やはり最低でも二分の一はなかったらあかんというふうに思っています。それはなぜかと言いますと、今、各自治体共にそうですが、市民の自発的な活動に対して、それを生業としている方に対して、いかにサポートしていくかというスタンスに切り替えていっているわけです。その広域自治体もそういうふうな積極的な基礎自治体の活動に対して市民と一緒にやってやっていると、そういう活動に対してサポートしていくと、そういう風なことに切り替えていかないといけないと思うんですね。そういうことで、私はこの配分ではちょっと市長会、町長会を持って行くことはできないなと思います。それはなぜかというと、もう一つ申し上げると、一般財源で今までしていたこと、これを新海さんが申されたと思うのですが、それがだんだん削られてきているわけですが、その穴埋

めのためにこれを当てられるということであれば県民は納得しないと思います。基本的なことはきちんと今までの事業であったり県がきちんと予算を確保しなければいけない。ですから、財政当局に、税を作ったからこれくらい切ってもいいやろとこう言われたらとんでもない話だと言うことをきちんと理論武装して説得できるようにしておかないと県民は納得しないと思います。それと、県がきちんとしなければならないことはあると思います。そこらのことを事業仕分けをきちんとして、そして又、説明をいただけたらと思います。目的税ですから、県民に見える形でこういうことに使わせていただいていると言えることが見える形でなければならぬ。今まで、索道を作るのにこれを使ったというのであれば、これは一緒にたにして使えます。そういうことであっては私はならんやろうなと思っています。初めから完璧な制度というのはできないと思います。ですので、進化させていったらいいと思います。この制度をどんどん進化させる。そのためには山口さんが申されたんですが、やはりその制度をきちんとしていかないといけない。それは何かと言ったら、何処で誰が評価するかということなんですよ。目的税のことは。それで、一般の財源のことは議会がきちんとしていかないといけない。それで、議会がきちんとそれを評価できる資料を出すかどうかと言うのがあるのですよ。それで一般財源の部分はそういう制度の中できちんとあるわけですが、この目的税についてはやっぱり誰が何処で評価するというきちんとした制度を作つておかないといけないと思います。だけど、それはアウトプットというのをやりやすいわけですよね。ところがアウトカムの分をどう評価するかというのは知恵を出し合つて作つていかなければならぬと思います。どんな成果が出たか、これだけのことを導入して、こんな事業をやりました。アウトプットはそれは正しく使われているなというのはいいのですが、それによってどんな成果が得られたかというのは非常に難しいですから、きちんとした評価できる制度をしておかんといかんではないかなという風に思います。これから新たな税を作つていくと言うことですので、6月くらいには中間報告ができるかなと言うのをちょっとお伺いしておきます。そうでないと、9月にいきなり出して、こうなつてしまつたら困りますので、やっぱり議会の承認がいるわけです。ですので、6月に一回中間報告的なものを粗い物でいいので、出しておく、そして議員にも議論をさせる。そういうことが必要だと思います。参考人招致は私が行きますから。ですから、その辺を目処に組み立てていってはどうかなと思います。

【委員長】

ちなみに名張市の予算に対して3億というのはどういうふうなウェイトなんでしょうかという質問があったのですが。

【亀井委員】

今まで、あまり予算が、市としての予算としてはあまり持ち合つてないのです。それはなぜかと言うと、そういう法律の体系が、森林法はそういう体系になつてました。ただ、いっぱい国の予算が引き出しがありましたから、それを活用しながらやつていたんです。それで対応する予算を組んでやつていたんですが、それでは本来、本当の市民の皆さんのが議論して

いる、こういう所に活用させていただく、そういう議論は今までこういう分野にはありませんわ。どこの自治体もないと思います。しかしながらある一定、これからこういう分野にも、自治体も関わっていくということになりますので、ですから我々はいろんな林研の研究会の方もいらっしゃれば、環境関係のNPOの方々もいらっしゃる。いろんな方々がいらっしゃいますから、その中で議論して、名張市としてこういう取り組みをしていくということで申請をあげていく。という。

【委員長】

どうもありがとうございます。

【清水委員】

10億円のうち3億円が市町の交付ということで、例えば、三重県に29市町あつたら、3億円を均等ではないんですが、分けたら株分けみたいな話になっていったりしますよね。そういうことですかこれは。7割が県が持っていて、全体に使う分が7億円で、市町に配られる分が3億円という、例えば、福島県の話でいくと、そういう使い方ですか？

【委員長】

そういう配分ですよね？

(事務局)

いわゆる財源として交付するのが、例えば福島県であれば3億、3億は市町村が、自分たちの事業の組み立てを考えていただく。それ以外の7億については、県が直接やる部分もありますし、例えば市町村補助とかですね、団体に補助するとかそういう形もありますので、すべて県がやるということではなくて、財源として交付する分が3億あるという考え方です。

【新海委員】

一律市町村にばらまくということではなくて、たぶん市町村からの提案に対していくらか配分していくという形ですか？

(事務局)

それは県によって違って、一定額交付しておいて、その中で足らない分については事業提案をしていただいて承認して、特認すると。基本的に、この交付額って書いてあるところは、基本的には、市町村に、面積割りであるとか、人口割とか学校割で、交付をするという方法です。

【亀井委員】

ある一定の配分の目処はあるけれど、あまりにもこんな事業どうかというのはあるわけです。ですから、それはそこできちんとチェックをしていかないといけないわけです。それでは南を

助けるのに、こんなに北が負担をするのかというということになってはいけないですから、ある一定の配分は考えておかないといけないと思うんですね。北で10集めたのが10ともいつてしまうということであってはならんというわけですわ。ですから、その辺のだいたいの配分はあるにしても、こんなことどうやということがあつたら、それはもう切っていくということでよいと思います。

【前田委員】

県税として導入しようということですよね。県税で集めたものを市町村に依頼をして、メニューに合わせて作っていただくと言うのが、今の趣旨でしょ？言つてみえるのは。市町村に何%いきますというのはまだ決まってないわけであって。要は導入するかどうかというのが今の問題ですね。で、それが決まればメニューが決まってきて、市町村にこれだけお願ひしますと。いうことであれば、今その問題を話するのではなくて、導入するかどうかというのに対してこのメニューを、なんとか環境林を直したい。それから災害に強い山を作りたいとか、そういう部分でこれを導入したいと。今の県の予算では、予算が内から出来ないからという理由で、環境税を導入したいということだと私思ふんですが。その所、県税として集めたものを市町村に交付して、市町村がこのように使っていいよということで、メニューがあつてこういう風に使って下さい。という形ですよね。

(事務局)

基本的にはそういうことだと思います。ただ、ずっと議論しているのが、県税とはいえ、市町村が集めているわけで、市町さんから言つたら、市町さんで集められるのだったらそれはそれで集めたいという思いはあると思うんです。ですので、森林づくりって幅広いですね。ですから、直接的な森林から、教育的なものまで、幅広い中で、先ほど亀井委員が仰いましたけど、地域の住民が自立して、回るような仕組みになっていくような、使えるものが沢山あるから仰るようにメニューが決まった中でですね…

【前田委員】

決める前に、市町村からの要望も入れていただくと、市町村も賛同しやすいのがありますよね。市町村としてはこういうことをやりたいという県独自のメニューじゃなしに。この町ではこういうことが一番問題になっているんだよという意見交換をやってみえるんですか、県と。

【亀井委員】

それはまだ今別にやってないわけです。それで県税でこれをしていくということで、これは賛同させていただくことですが、それぞれの市民の方にご理解いただく、半年かけて説明をしていかないといけないわけですね。それじゃあその使途については、どれだけの部分が協力いただいた方々に戻っていくかというのは、それは事業としてしていかないと、北の方からすれば見えにくいわけですね。南の方というものはすぐに見えるわけです。

【前田委員】

(森林が) 多いですからね。

【亀井委員】

ですから、そういうことがありますから、ある一定、市町の意見というのは聞かせていただかないといかんし、聞いてもらわないといけないし。これから具体になってきたらメニューの話もどこまで縛っていくのかという話もしていかないといけないです。

【前田委員】

大事だと思いますね。

【有城委員】

すみません。

【委員長】

では有城さん。

【有城委員】

今の資料 No. 3-1 のところなんですが。防災・減災のところに入っていきたいんですが、この点なのですが、やはり防災・減災というのは私たちは、自らの地域はみんなで守ろうという気持ちが大事だと思うんです。今南の方が、激甚な被害を受けています。ですから、他の所はそれはというのはちょっとおかしいと思うんです。というのは、いつどこがどういうふうになるかわからないので。

【前田委員】

三重県全体で考えてね。それはやっぱり賛成ですわ。こちらがだからこちらにという極端な考えではなくて、三重県全体を考えるということは私も賛成です。

【有城委員】

その中で、住民の皆さんにどのようにこれは必要なのか、県が説明できる、また、誰でもが説明出来るというそういう資料があればと思います。

【委員長】

もちろん北伊勢にも森林はありますし、伊賀で災害が起こったりということもありますし、そういう所と、青木さん地元の方でもコースによっては台風の被害を受けたりされていますしね、そういう様なことも今後説明していく必要があるかと思いますが、確かに北から南まで非常に広い。はい。その他何か？

【早川委員】

私は鈴鹿市に住んでいまして、海辺ですので、山が全然ないので、森林については全然分かれませんし、こんなこと言うのは何ですが、今までの全体的なことを聞いていると、県が中心になってされるというのは県の方は、公務員の数もやいやい言われて大変だと思いますので、これは現在の地方自治では大変だと思いますので、何で国の法律でしなかったかしらと思いますが。

【委員長】

税の問題ですか？

【早川委員】

国には優秀な官僚や、専門家が沢山いますから、その方たちの知恵を借りたら一番いいと思いますが、こんな私みたいなものが出で言っている場合ではないと思いますが、国がちゃんとしていただきたいと私は思うんです。それと昔農地改革というのが終戦後あります、山林の所有者というのは国が買収しなかったみたいです。

うちは農業の方ですので、ものすごく沢山の土地をみんなタダみたいな値段で取られてしまって。それで急にわかにおじいさんやおばあさんが百姓をしても大変だったという話を聞いていますので、今それがまた全然私たちの代になつたら作れませんので、土地がどうにもこうにも仕方ありませんので、今のところ他人に作ってもらって、草の管理とかも大変です。林業も同じことだと思います、規模が大きいだけのことです。今まで林業の方は沢山収入があつてものすごく沢山財閥ができていると思いますが、その一時期の良い時はですね。それで今になつてもう後継ぎの方がこういう時代になってきて出来ないからと言って、確かに私たちは税金は反対ではないのですが、それ全部はよく考えないと、私たちは山がないから、そんなことにつけても、出しますけれど、どうかなと思います。それと、これは絶対国が、山持ちの人が維持管理できないものであれば、国が昔みたいに安い値段で買収して管理するべきだと思います。それと今外国人がものすごく山を、水源地を狙っていますから、それをされないように急いで国がそういう対策をしないといけないと思います。そういうことです。実は山を飛行場とかそういうのに安い値段で、戦争中か、戦争前か分からぬですが、買われたと聞きますので、よう作らないのであれば、作って立派にしてみえる方はいいけど、所有者も分からぬのであれば、逆に買い取るべきだと思います。

【委員長】

先ほどの小林さんの意見にもありました、個人の所有権の問題と公共事業を入れることの問題と、次回資料を整えて事務局から説明をお願いしたいと思います。

【早川委員】

県の人も大変、難しい、こんなこと書かれてても分からない。

【亀井委員】

大変貴重な意見、そういう思いの県民の方がたくさんいると私は思っている。そういう方々に對して、以前はこういうことであったけれども、今はこういう公金を入れないと大変な状況になっているんだということも含めてきちんと説明できる資料を作っていくべきだと思う。

【早川委員】

それから将来の展望ですけど、三重県の場合田舎であるので、優秀な人が、子供が少ないうえに、ほかへ出て行くと思う、そのことを思えば、残ったものが、子供の数も少ないし、税金を払うのも大変なので、やっぱり国がちゃんと管理していただきたいと思う。

【亀井委員】

国も大変だと思う。

【早川委員】

国はその専門家がたくさんみえるし、いいようにもってくと思う。

【亀井委員】

専門家がたくさんいれば良いというものでもない。地に生活している者のそういう思いも非常に大事だし、霞ヶ関に座っててそんなことが分かろうはずもない。

【早川委員】

それはそう、やはり実際に山を持っている人や地元の人の意見は絶対大事ですけど、ある程度は森林についての勉強や、経済学、法学をちゃんとしてみえる方が、ある程度のことをちゃんと示していただかないと、何も知らない素人ではどうもこうも考えようがないと思います。県の方もこれだけのことをされるのは大変だと思います。

【亀井委員】

(早川委員の家は) 海の方ですか。

【早川委員】

海岸の方です。

【亀井委員】

例えば、津波なんかが非常に危険ですよね、その津波の対策としての防潮林的なものの整備、そういうことにも使えるようなことは考えていくべきですね。

【早川委員】

それは本当に大事なことです。

【亀井委員】

松林がみんなやられてしまった。ですから広葉の常緑樹が意外ときちっと防潮対策にもなった。そういう植林であったり、いろんなことを考えていいけると思う、なのである幅をもたした事業に使っていいけるようにしたらいいと思う。

【早川委員】

それと、各県でこのような条例をつくっているけど、三重県の場合は小さいですし、本当に大変だと思いますから、愛知県や岐阜県も含めて広域でされたらどうかと思いますけど。

【亀井委員】

そういう部分も出てくる

【早川委員】

これから大変だと思います。人口が減ってくるから。

【委員長】

ありがとうございます。では、こちら。

【岡井委員】

森林税イコール環境税ですけども、新しい新税の導入ということで、やはり今消費税の話も出てていますけど、結構税金についてはアレルギーが強いと思う。まずやはり、立派な錦の御旗を立ててもらいたい、大義名分を。そして、そのことをきちんと分かりやすい言葉で皆さんに知ってもらう、それがまず大事だと思う。その知つてもう中で、実際に山林を所有している方とそうでない方、外野の方よりは山林を所有している地主の方に知つてもらうことが一番大事だと思う。それをきちんとやってほしい。間伐が今進んでいますけど、補助率が良いということで、間伐をまずやろうと思うと、なぜ困るかというと、今ここにいる委員の年代の方ですと、自分の所有地の山が大体どの辺りにあるか分かっているが、もう少し若い世代になると、山のあることは知っているが、どこにあるか分からない、指導標語ではないが、まず、己を知つて足るを知る、これが一番大事、まず自分の山がどこにあるかを意識してもらうことが、一番基本だと思う。そして各地域には、公図があるが、概略だけのっているので、実際に間伐しようと思うと、自分の山がどこにあるか分からない。もうひとつ、その地図をもとに森林組合はかなり精度の高い地図を持っている。それと両方参考にしながら、この環境税の中で、行政と地権者を集めて、きちんとした地図をつくってもらうと、山の地図を、これが一番基本だと思う。

【委員長】

そうですね。何をするにしても、事業をするにしても、まず面積が確定できないと。

【岡井委員】

かなりしんどい作業だと思うが、やはり基本をきちんとして大きな戦略でいかないと、外側だけではなくて、中のこともきちんとしたいきたいと思いますしてほしい。

【委員長】

先ほどの所有者の議論のところですね、大きな山持ちさん、あるいは林業専家でやっている方と、同じ所有者と一口にいっても、きちんと境界を管理されている方と、もう最近分からなくなっているような孫の代とか、不在村の方もいらっしゃるということで、そのあたりも一口に、森林所有者に対する公金の投入といつても、区別して議論をしていかないといけないのかなと思っております。あと、こちら。

【清水委員】

資料の3の2でいえば、他県の使途の資料になっていますし、資料の3の1でいえば、使途案のところなんですが、私はNPO法人森林の風からここに来ていますが、前回大杉谷自然学校の大西さんが来られた時には私はいなかつたんですが、コラボレーションはしていて話はするんですね。今回も協働作業が平成24年度はあがってまして、そこでいろいろ打合せするときに、一番問題になっているのが、例えば今、協働しようとしている内容というのは、小学校などで、まず今年は10校、森林環境教育を始められるようにがんばりましょうという話があります、でもその10校を抽出することも大変ですし、仮にそこがはじめていただいたとしても、例えば先生が転任とかで入れ替わると、関心がなくなってしまうと、それはだんだんしぶんでしまったりもする、そういう問題もあるんですね。一方で、使途、こういう県とかのいろんな事業とか施策の目的としては、必ず、県民参加とか仕組みづくりとか、ここに並んでいるものとか、大体そうなんですけど、木質化、学校の木質化とか、バイオマスエネルギーの利用とか、出てくるんですが、一体それを市町にポンと持っていく時に、本当にどうそれを回していくか、私たちはその学校教育に関してコーディネーターがやっていけるように、1年だけは応援するけど、その後はコーディネーターが次々と学校でやっていけるようにというような目標は持っていますけど、それを応援する仕組みというのが、たぶんもっともっと必要だと思います。ただ、コーディネート作りました、いくつか学校に援助を受けます、でもそれでできることは単発でつながっていないかという。これまでの経緯上、そういうイメージをもうひとつ打破する一歩が、突破力がなんかないかなと常々思っています、例えばこの基本方針とか対策とかメニューとかここに並んでいますけど、私がこの半年ほどで読んだ論文の中で、すごい印象に残っていたものがあるのですが、ひとつの目的達成のために事業があるのではなく、ひとつの事業をすることでいくつもの目標が達成できる、そういう目標を設定するべきだ、という話があって、それが6次産業化とかにもつながっていくのですけど、私はここだったら、イベントを

通じた啓発活動なんて、森林の風でやってきたことから考えても、なるべくならしたくないことなんですね。でも、ひとつここでばんと取り出すとすれば、机・イスだと思うんです。この机・イスっていうことだけを逆に強調してしまったらどうかって思います、それは象徴であって、例えば机・イスを学校で使うのに、秋田県の秋田杉を使ったりとか、北山杉を使うのではなくて、三重県のスギやヒノキを使いましょう。

あるいは広葉樹を使いましょう。そのためには、ただ、林業家から買うのではなく、地元の、例えば地元の小学校に、その机・イスを入れるのだったら、地元の木でイスや机を入れるのだったら、木をお父さんお母さんが作ってはどうか。PTAを巻き込んではどうか。それが苦しいなら地域全体でそれを支えてはどうか。それを支えるボランティアがいたらどうか。というようにすれば輪は広がっていくし、そのイス・机を全部小学校・中学校で作り尽くしてしまったと、そうしたらその次は、やっぱり、お父さんお母さん、私は欠席するときにご意見出させていただきましたが、お父さんお母さん子供を通じて色々行うことも多いので、お子さんたちが6年間、例えばその机・イスを使ったら、やっぱり木を使うということのありがたみも分かるだろうから。そうしたら次、おうちに、玄関や机や何かおうちに一個木材品を入れてください。地域によっては、家に一個薪ストーブか薪を使った道具を、木を入れなければこの村に住んではいけないという村もあるぐらい、なにかそういう仕組みがあるそうなんですけど、じゃあ、学校のイス・机の次は、家の各家庭にこれがひとつ、木材を使う何かを導入するとか、でもそうすると今度は、デザイン性が良くないとやっぱり普通の一般方々は納得しないだろうから、そういう産業が枝葉についてくるとか、で、それをコーディネートする、もちろん、学校全部がそういうものを導入するということは、ただ地元から木を出すだけでは、乾燥させるのに手間がかかるので、乾燥するための、木材の乾燥のための機械が要るだろうし、例えば、海側の町だったら、木がないとすれば、山側の町まで行って木をもらってこないといけない、そうしたらそこに交流が生まれるだろうし、という、何か一つのキーワードを象徴的に取り出して、そこからこっちに戻つていけば、私はもっと一般の人たちに理解してもらえるんじゃないかなというように思います。長いんですけど、すみません。

【委員長】

はい、ありがとうございました。あと、福田さん。

【福田委員】

今、清水さんがお話されたことで、実は私もちよつとそういったことに関わっているのでよく分かるんですけど、せっかく地域の中で、そういった流れをつくっても、それが単発に終わってしまうくらい、危険性があるというお話がありましたけど、すごく感じるのは、地元の方とのつながりを持つのが非常に難しいという部分もあると思うんですね。で、高齢化して、どんどん過疎化していく中で、林業が衰退していくという部分について、どう関わっていくかという部分で、森林税の導入ということを契機に、何か新しい流れが変わるかもしれないなという期待感を持っているんですけども、先ほどから新海さんがおっしゃっていたように、例えば循

環できる形を提言していくとか、目に見える形で皆さんに示していくとか、ということはすごく必要だと思うし、青木委員がおっしゃったように、間伐材を有効に利用していく仕組みというのは、まず可及的に大事なことだと思うし、その災害に強い森林づくりというようなことも、市民の皆さん、県民の皆さんに理解をひきつける点ではすごく大きな使途の一つだと思うんですけども、今回提示された森林づくりに関する税の考え方という事務局案が、送られてきたものと変ってきたなって私が少なく気がついたのが、基本方針のところで、「災害に強い森林づくり」で、2番目のところは「森林づくりを支えるため」って変えられてきているんですけども、最初に送られてきたものは、こここのところも「災害に強い」っていう位程度だったと思うんです。で、「災害に強い」っていう言葉を最初に出していくっていうのは、すごく税に対する喚起っていうことでは大事かもしれませんけれども、先ほどから言っているように、大きく参加型税っていうこともおしゃっているように、みなさんでこの森林税を契機に、どういう風な森づくりをしていくのがいいのかっていうようなことを考えていただくプロセスを作っていくことはすごく大事だと思うので、そのへんで、亀井市長がいってらっしゃっていましたけど、進化していくっていう形でもって、例えば、今は災害に強い森づくりが可及的に必要だけれども、例えば、1期、2期、3期目はどうなっていくのかっていうような、そういうなんていうか視点も必要なのかなっていうふうに思いました。

で、その中で、目に見える形で、また循環できる形を、どう私たちが提言していくのかどうか、その辺ちょっと分からぬんですけども、新しい人の流れをおこしていくプロセスというか、そういう意味で、この税の検討委員会と、それからこの税を県民の皆さんに提案していくということは、大事じゃないかなというふうに、だから、そういう意味でも使途、ちょっと言葉でうまくいえない、言いにくいですけども、思っていました。

【委員長】

はい、さっきの清水さんにもありましたけど、ポイントを絞るというのもひとつでしょうし、それからやはり、皆さんの理解を得るために広く使えるというような可能性を示すのもひとつだと思いますし、色々な、確かに、今日は意見を出していただいていると思います。

【新海委員】

清水さんがおっしゃったことはまさにそのとおりだと思っていて、愛知県も広く公募をして、民間からのアイデアを練って、それに助成するという形をとっていますし、昨日、岐阜県にヒアリングに行ったんですけど、それもプロポーザルみたいな企画競争で、民間から得たものに助成をしていくってことも考えているってことであるので、たぶん、清水さんがこうありたいとかこうしたいっていうことが、住民の方がたくさん思っているのであれば、そういう仕組みはできてくると思うんですね。で、その使途っていうのは、何のためにっていうことはもちろんあるんですけど、それを実現するために、どんな人たちがそこにどう関わっていくかっていうスキームをやっぱりもう一回考えた方が良いと思っていて、例えば、亀山市さんと清水さんが協働して、事業提案をして、自分の町の学校は木のものにする、そして環境教育もちゃんと

段階的にするとか、そういう仕組みから提案して、自分たちを変えていくようなものにお金をつけていく、で、それが、地域の中で自然に回っていく、みたいなことを、応援していくっていうのはありかな、私桑名なんで、もし桑名だったら何ができるんだろうっていうことを考えながら、市長さん、もしくは教育委員会と話をするとか、そういう積み重ねをしていかないといけないかなと思っています。で、一言なんですが、私先ほど皆さんに環境省の名刺を渡しましたが、NGOの職員なんですね、NGOとして環境省に入って提案している立場なので、国ではなく、逆にわれわれの意見をどうやって県や国や市町村に届けていくかっていうことがすごく大事な時代だと思っていますので、ちょっとそこだけ、勘違いのないようにお願いします。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ほかには。

【有城委員】

使途についてなんですけども、使途というのは、やっぱりその時によって違ってくるものですね、だから今こうして作っても、何年後はその使途はまた考え直される、そういうことはあるんですよね。

【委員長】

はい、そういうふうな柔軟な設計になろうかと思います。

【事務局】

ある意味、我々どっちかっていうと固定化していましたけれど、福田委員とか有城委員が言われたように、その時その時で変わるといこともあるかなということを気付かされましたし、そういうことも今後検討していきたいというふうに思っています。あと、清水委員から言わされた使途についてですけども、あるいは使途案のところで、単発事業というかたちで、こうやって例示をさせていただきましたけども、当然、例えば机・イスを導入したところで、それに併せて環境教育を展開していくというようなことも、有効的に使うためにはそういった仕組みもいるというふうに思っています、その辺のストーリーがちょっと無いので申し訳ないんですけども、我々としてもそういったことが必要かなと思っています。そういった意味では、亀井委員等からもあったような市町交付の中で地域に定着するような仕組みづくりをしていくうえでは、県が一方的にやるのではなくて、市町交付の中で、市町が地域住民と色々考えながら、新しい森林施策みたいなものを展開していく、していっていただくことが必要なのかなと思っています。

【委員長】

はい、ではそのほかに。

【青木委員】

私はこう、税をどういうふうに使わしていただけるかという立場からお話をさせていただきたいと思うのですが、みなさん、先ほどからの論議の中で費用対効果とこと、なかなか県の皆さんもこの回答が非常に難しいというようなことでした。私の場合は、ずっと森林、山の方で30年から40年携わってきまして、間伐の必要性というのは理論的にはみな分かっていただいているのですが、果たしてどのように効果が出てくるのか、なかなか現実問題として見えにくいところがあります。非常にこう、森林の場合は、まあ、農業ですといろんな作物をとっても1年で収穫が必ずできますが、林業の場合は、それをひとつの素材にしようと思うと、今の考え方では50年、100年の形でひとつのサイクルがなされるというようなところで、非常に長い目で見ていただかないと、なかなかこの森林というのを理解していただけないのかな、というところで、いろんな緊急の間伐施策もこれまで有効に使わせていただいて、公費でやらしていただいて、先ほどから林業の事情というのは皆さんご理解いただいていると思いますが、それは省くのですが、今の林業というのは業を成さない状況にあります。そしてまた、一度伐ればまた、そこへ植栽するということになれば、その次は2代、3代の年月でそれを育てなきゃならんという、大きな一般的な違いがあります。今の社会では、非常に今、その費用をかけて施策すれば、瞬時にその結果が得られるというような状況の中で、林業は本当に気の長い携わり方をしていかないかんというのが、そして、もう一つ、亀井市長も見えるのですが、行政サイドというのは、ころころと人員が変わってしまう。そういう中で、この長い、管理していく人が、3年とか4年とかいうサイクルで担当者が変わってしまうという中で、今回、新たに再生プランの中では、フォレスターという立場の中で、管理者というものを作ろうとしています。長年一人の方がある程度ずっと長い年月にわたって一つの森の作り方についてずっと考えていただくというようなシステムも作っていかないと、森林というのはそこらのところが非常にこう、短期ではなかなか形成しにくいというような。ちなみに私どもの方では、流域を指定しまして、早くから間伐をどんどんと進めた地域がございます。分収造林の中で、水源涵養というところで、水源林造成という事業がありまして、そこでやってきた地域で、それが非常に今、効果を発揮しておると。昭和49年に七夕豪雨がありましたが、その頃はどんどん拡大造林が進められておって、一時的には禿山状態でずっとあって、針葉樹、スギ・ヒノキが植えられていた。そこにあの大きな時間雨量で凄い雨が、台風が来たということで、今まで無かったところまで増水して被害を受けたことがございました。しかし、今、色んな異常気象で、時間雨量で100ミリ以上の雨が山の中に降ることが多々あります。しかし、その部分だけは非常に崩壊もなく、そしてまた、2日すれば清水に戻ります。そういうたやはり長いこと同じところを見ていて、何か効果があるんやと。私は、河川に行くと、その河川の砂の量とか石の量とかで、その上流は荒れているとか荒れてないとか判断することがあるのですが、若い子達に上流を見に行かせることもありますが、やはり間伐されずに下草もないところでは、河川、特に谷川の中でも小さな砂に覆われて、元々あった石が隠れてしまうような状態があります。そういうことから、費用対効果、なかなか見えにくいところがあることを皆さんにご理解していただいて、それでもなお、我々も着実に成し遂げて、その結果を報告せないかんと

いうような、先ほど、そこらの審査する機関も設けてはどうかという話もございましたが、長い目で施策については、特に森林の場合は見ていただきたいなという気がします。

【委員長】

はい、ありがとうございます。1世代25年として、2世代… そのほか、ご意見は。

【有城委員】

ちょっとお聞かせください。今、針葉樹植えられて、間伐されて、その中に広葉樹は生えてきますか？

【青木委員】

はい、生えてきます。

【有城委員】

生えてる状態が一番いい状態ですか？

【青木委員】

新たな植生というのもありますけど、従来、雑木林の中に切り開いて植えたとこですから、最初は下刈りという格好で、それを芽が出てきたら木の生育のために刈ります。成長してくると下刈りの必要は無くなる。それで、不要な劣勢な木を除伐といって伐って、下に光を入れて、もともと合った雑木が萌芽してくる。それを繰り返しておれば、山というのはそんなに大きな崩壊とか水量とかいうのは確保できると思うのですが、植栽して下刈りが終わったということではなくして、次の間伐作業をやめてしまったために、暗い、下草の無い、萌芽もできない山も見受けられますので、間伐は何としても必要なもので、これは人間が作った山ですので、責任もって人間が管理せないかんというのが、我々つくづく感じている。

【有城委員】

県が狙っているのは、こういう山を狙っているのですね。

(事務局)

はい。人工林、スギ・ヒノキの山に対する施策が多いのですが、環境林といえ生産林といえ、やはりきちんと間伐されて、針葉樹の中に下草が生えたり、広葉樹のある山が、災害にも強いし、色んな意味で公益的機能の高い山、それを狙っています。

【委員長】

清水委員、先にどうぞ。

【清水委員】

そういう森が大事だということですが、なぜ木を使わなくちゃいけないか、教育をしなくちゃいけないかという時に、県の森林統計で調べたところ、昭和 55 年には 4000 人ほどいた林業家の方が平成 17 年、国勢調査ごとに年に 100 人ずつぐらい減っていて、平成 17 年では 1047 人なんです。ということは、次の 5 年後の国勢調査の結果がでれば 1000 人を切ると思っていますが、そういう状況で誰が森を守っていくのかって、私はすごく怖いんですね。そういう時に、私は森林の風として今度 5 月末に多度中に、120 人の中学校 1 年生全員を対象にして、のこぎり間伐という形で森林教育をしに行きますが、120 人の中でどれだけこちらの思いが受け止つてもらえるかと思いますし、たとえば自分が森に入って、木を一本倒したら、それがどれだけの影響があるのかっていうことを考えることもありますし、その中で、子供たちがそういう体験をすると、「じゃあ、僕、木こりになるわ」って言ったりする子もいるんですが、「あかん、あかん」と親に言われるんだとかいう話が必ずあります。やはり、そういう教育も大事ですし、当然、林業で働いている、フォレスターっていう話もありましたが、それがかっこいい、そういう仕事をして働いていることがかっこいいって見えるようにならなければいけないんだろうと思います。

先ほどの話に戻してしまうのですが、机やイス、せめて県内の小中学校に全て机やイスが県産材、地元の木ができるのだとしたら、地元の搬出される方、地元の製材所の方、それを加工される木工の方、少なくとも仕事が生まれるだろうし、そういう仕事を子供たちがかっこいいと思うかもしれないし、色んなつながり、机・イスは一つの象徴ですが、それが雇用も生んで森林への理解も生むような、そういうようなプロジェクトというか、県内統一で、それをするにあたっては地元の間伐材を使うに当たっては、地元の森をどんなふうに営んでいくのが理想的なのかをみんなで考えていただいたらいいですし、逆に言えば、森林税が 5 年で期限としても、1 年目からはひょっとしたら何もできないかもしれない、まずは知つてもらうためにこうすることをします、で終わってしまうかも知れないけれども、そこから一歩一歩進んでいけたらいいと思います。

【前田委員】

清水さん机、椅子と言って見えますけれども、私は松阪ですが、森林組合が中心で、椅子や机を作つて小中学校に全部ではないですが、入れていますよ。もうすでに木育はやっているので、お宅はあれかもしれないけど、他の所はずつとやっていると思いますけどね。

【清水委員】

では、そういうのを是非広めていって。

【前田委員】

それで森林税を導入してそういうところにお金を回していただきたいというふうにおっしゃってみえるんですよね。

【清水委員】

はい。

【委員長】

ちょっとごめんなさい。福田さん先。

【福田委員】

ごめんなさい。それで今おっしゃったようにいろんな主体が関わっていく中で、どういう森を作っていくかというのがばらばらになってしまふとちょっと危険があるかなと思います。それで、先ほど青木委員がおっしゃたような森を理想としていくのか、それとも吉野杉みたいに緻密に育てていくのか、所有者によってばらばらになっていくし、関わっていくNPOなり、NGOの考えによって森づくりが変わってしまったり、それでまた考えが途切れてしまつて、また次の人が入ったらまた別物になつてしまつたりということがあるので、提案する段階で、今の時点のことしか分からぬかも知れないけど、どういった森づくりを目指していくかというビジョンみたいなものを示していく必要があるかなと思います。

(事務局)

先ほどもお話をさせていただきましたけど、次回ある程度のイメージを共有していただける様な形で資料提供させていただいて、ご説明させていただきたいと思います。

【委員長】

はい。では谷口さん。

【谷口委員】

三重県商工会連合会の谷口と申します。私の周りには各町村で、小さなお店をやっている方がほとんどなんです。それで森林税、環境税と言われましても、「また税金」という感じなんですよ。消費税が10%上がる、上がらないでその日の生活が随分違うという様なお声も聞いています。でも、いろんなお話を聞きまして、お勉強させていただきまして、森林税とか絶対必要だという思いは持っています皆さん。ですから、山を持っていない方の方が多いですね、その方たちに分かっていただけるように災害で山が崩れたら土砂災害になるとか、そういう身近なことを前に出して、一般の方に頂く税金ですので、一般の方にまずお金をいただけるような平たい分かりやすい皆さんに分かりやすいような町民一人一人がやっぱり必要なんやというような、出していただける一番最初の一歩をまず、6月までに出していただけるように、すごく難しいことだと思います。でもまず一般の方が絶対必要なんだという平たいものを作つていただいて、周知していただいたら納得される方が多いのではないかと思うんですよ。専門、専門でおっしゃられる方もすごくわかりますし、それも絶対大事なんですが、平たく、消費税が10%になるかどうかというのもわからない部分もあるんですよね、ですから、民主

党政権があかんとかそういう話も出ていますが、それはそれでこっちなんですが、税金が何もかもが高くなっているときになぜ環境税が必要なのかという平たいものを作つて行くのを一番にしていただきたいと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。又、資料の方、お願ひしたいと思います。

【谷口委員】

1に戻つてという感じなんですが、すごく密の高いお話を皆さんされていまして、すごくお勉強になるんです。でも一般市民の方に一般庶民の方に一人ずつ納得して出していただける様なものをした方が議会の先生方も立派な方ばかりですけども、お金を出すのは1町民なんです。その人たちに納得していただけるものを一番初めに出していただきたいなと思います。

【委員長】

はい。どうぞ。

【有城委員】

森林づくりと言つてゐるでしょう。その中には、森林と言つても、海岸線に津波に対して少しでも津波を和らげるための森づくり、例えば高台を作る。津波のために、高台を自分たちの手で作つてそこに森を作るというやり方もある。

【谷口委員】

そういう一般町民が地域に於いて、又地域によって全然環境が違いますので、うちは1m前が海ですので、地震が来たら津波というのは生まれた時から育っていますので、そういう意味でいかに山が大事、森が大事、環境が大事というのは分かるんですよ。分かるんですけども、やはりお金出すというふうになるとちょっと違うんですよ。だから納得して出す、納得して出していただけるという、そういう平たい部分のものから入つていただきたいなと思うんです。

【委員長】

よろしくお願ひします。

【山口委員】

今回、税の導入の必要の有無を判断するという、日程でいうとそういうことになっていると思うのですが、本来であれば、今回、こういう有識者の方が集まっていたんですが、県民参加型税の導入であれば、県民がどう考えているのかというのが、例えばですが、意識調査のようなアンケートを取るとかですね、県民がどう考えているか意見を出せるような、アンケートを取るというのも一つの意見発表の場じゃないですか。ですからそういうような、私たちの中で、

すでに皆さん森林について知識も高くて詳しい方ばかりですので、やはり、全然知らないものからすると、やっぱり分からぬ部分も出てくると思うんですね。ですから事前にアンケートを取って、調査をして、意識がどうなっているのか、それでもし意識が低いのであれば、意識が低いけれども、今こういう課題があると、なので、それを高めるために、災害に強い森林づくりとか、教育が必要なんですよというロジックが成り立つと思うんですが、まず、実態がわからないということと、あともしこれで税を導入するのであれば、一年とか、二年とか導入した後に、どうなったかという効果測定をする必要があると思うんですね。それぞれの事業のどういう事業を作っていくかという客観的なものはできると思うんですが、実際にしている事が効果があるかどうかというのは、やはり実際事業に携わっている方とか、詳しい方じやないかわからないと思うんですね。ですから、ある程度、今回の場合でいくと、災害に強い森林づくりとか、県民理解の促進であれば、そのそれについて、ある程度実際に事業に携わっていて、詳しい方にもう一度集まって話を聞いていただき、議論をしていただいて客観的にチェックしてもらう場が必要あるのかなと思います。

(事務局)

アンケートについては県民意識調査というのがございまして、県全体の県税についての項目を入れようという意見もあったんですが、色々ないきさつでそれが取りやめになったということがひとつあります。それ以外にいろいろなセミナーとかイベントをやるたびにアンケートを取って、まだ数としてはしれていますが、そういった取りまとめ結果についてもご報告させていただきますので、引き続きそういうアンケートも機会を見て取っていくようにしています。

【亀井委員】

これ県民のそれぞれの団体の代表であるということの位置づけだと思うんですが、それで議会というのは、県民のそれぞれの代表です。それで中間報告があって、それから9月に最終報告を出していくという中では、当然ながらパブリックコメントもしていく手続き的なこともありますから、出来るだけ6月終わった時点で早くなさって、そういう思いもこちらにも報告を頂いて、出来るだけ制度に反映していくものがあればやっていったらいいと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。その他よろしいでしょうか？

それでは、4番の税の使途についての議論をこれで終わりたいと思いますが、5番のその他についてですが、考えておりましたのは、次回の委員会についてなんですが、日程調整は又この後、やらせていただきたいと思うんですが、議論がかなり深まってきたので、次回、第4回目になります。それで4回目では、税導入の是否も含めた中間案を先ほどから出していますが、中間案の骨子、案の案と言いましょうか、それをある程度まとめて事務局から提出していただけると思っています。それをもとにして次回議論していただきたいと思いますが、いかが

でしょうか。

【亀井委員】

結構ですが、特に税を、賦課の%については非常にデリケートな問題ですので、それぞれの立場の方のご意見を聞かせていただいた方がいいと思いますね。

【委員長】

はい。日程調整の上で参加できないという方については、また事務局の方から意見を伺っていただくということで、それでは次回進めさせていただきたいと思います。

【前田委員】

我々も一個人で考えているのではなく市町村に行って、お聞きした方がいいということですか？市町村としては何%欲しいとかおっしゃって見えましたよね。

【亀井委員】

それは全体の額が決定された中で、2分の1位がなかったら非常に説得が難しいのではないかということを申し上げたわけです。

【前田委員】

例えば、ご本人が市の長ですから、私は中央会ですが、町村のことは全然わからないということですね。結局そのことを決めるのであれば、市だったら市で意見として頭に入れてくるというのが賢明なんですか？

【亀井委員】

それはその団体の意見として考えておられることを、申されたらいいと思いますね。

【委員長】

まず、そこまではたぶん進まないと思います。それ以前に法人税何%とか県民税何%というふうなところの金額をいくらにするかというところが先ほどの議論になろうかと思いますので。

【笠尾委員】

そのほか一つ。森林行政の根本をなすところの法律問題についてお聞きしたいと思いますが、外国人による森林買収、我々の努力によって望ましい森林環境は出来上がったとしても、森林所有者が外国人であれば、その環境は保持できるか、材木等の搬出は適切に行えるか、又その森林が転売されても所有者が判明できるか、三重県の森林行政は不可能に近い。例えば、中国では土地の使用は自由に出来るが、自由に処分できる所有権は認められていない。一方で、北京や天津の様な大都市では水不足が生じている。日本に森林には戦後の農地改革法が適用され

ていないので、土地の売買は自由で、法律による土地測量の専門家もいない。水不足の北京や天津の金持ちはまず、北海道の森林の買収に手を付け5道県に現在、拡大している。この内、埼玉県はこの売買を届出制とする条例の制定に動き出している。このまま放棄すれば零細な森林所有者の多くは放棄状態の山林であることと、地理的に、三重県は中国に近いので、気がつけば、中国の森林になることも現実味を帯びてくる。埼玉県のように三重県も条例の制定についての考えはあるでしょうか？

【委員長】

どうぞ。

(事務局)

外国人の森林買収の件ですが、一つは三重県としても今まで二回ほど、国の方にそういう要望、なかなか難しいです。先ほどそういう話ありましたが、外国人が土地を持つのを制限しているのは外国人土地法というのがあります、国防上とかですね、そういうような所は外国人は持ってはいけないですが、他の所は自由なんですね。そういう中で我々適正な森林が、管理されるような仕組みということで、要望をさせていただいたところ、森林法が改正になって、森林の買収をしたものは、所有者が変わったら必ず届け出ないといけないという仕組みがこの4月1日からスタートしました。それは事後届けなんですね。今、埼玉県の話が出ましたが、事前届、あくまで届出でしか規制はできないということで、ただそういう中で誰が所有者になったか分かればきちんと森林を管理するような話はできると。あともう一つ水の話については国の方で、超党派で、地下水が問題になってくるということで、その辺の法律を検討していく上げるような話で、上げたかどうかは国会の方もばたばたしていますので、また確認はさせていただきますが、水資源の管理について、超党派で管理していくかと。ただ、森林所有を止めるというのは、これは国の方としても難しいということです。ですので、その辺について、次回きちんと流れ、またはよその県はどういうふうになっているかということも含めてきちんと示させていただきます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。それでは以上、その他ございませんでしょうか？
では事務局の方にお返ししたいと思います。

(事務局)

それでは日程調整の件ですが、毎度毎度十分な調整が出来なくて申し訳ないのですが、次回につきましては5月の29日、30日、31日で調整させていただきたいと思います。お手元に日程調整表をお配りさせていただいておりますので、ここでご記入いただいても結構ですし、後日送付いただければそれでも結構ですので、こういった形で調整をさせていただきたいと思いますので、宜しくお願ひします。

—フォーラム、森林づくりニュース等諸連絡—

(梶田部長)

梶田部長閉会の挨拶